

# 相續人代表者指定届・固定資産現所有者申告書

令和 年 月 日

湯川村長 様

相續人代表者（現所有者） ※法定相續人の中から選んでください

住 所

ふりがな  
氏 名

㊟

個人(法人)番号

電話番号

被相續人との続柄

希望する納付方法 ※該当欄に

納税組合

口座振替

自主納付

被相續人に係る村税等の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表者として、上記及び下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

また、被相續人に係る下記登記名義人の固定資産について、湯川村税条例第74条の3に基づき、地方税法第384条の3に規定する現所有者を申告します。

被相續人 (亡くなった方)	住 所			
	氏名			
	死亡年月日	令和	年	月 日
登記名義人 ※被相續人と異なる場合	住 所	氏 名		
代表者以外の 相續人 (現所有者) ※裏面「法定相續人の範囲」を参照	住 所	氏 名	被相續人との続柄	
		㊟		
		㊟		
		㊟		
		㊟		
		㊟		

※賦課期日(1月1日)までに相續登記が完了した場合は、提出不要です。

※納税組合に新規加入又は脱会される方は、組合長さんへ必ず連絡してください。

※口座振替を希望される方は、金融機関へ「口座振替依頼書兼届出書」を提出してください。

担当者記入欄

電算入力

土地

家屋

償却

## 法定相続人の範囲

下表に該当する人が、法定相続人となります。

相続手続き（遺言・遺産分割協議等）をしない限り、相続人それぞれに法定相続分が自動的に相続されます。

何代にもわたって分割協議をしていないと、相続人の範囲が大きく広がる場合もありますので、どこまでが相続人か分からない場合には役場担当者にご相談ください。

◎第1順位の相続人		
相続人	配偶者	子
法定相続分	<u>1/2</u>	<u>1/2</u> (人数で按分)
備考	※配偶者が既に亡くなっている場合または相続放棄した場合には、その法定相続分は子に配分されます(以下同じ)。	※「実子」または「養子縁組した子」が対象となります。 ※子が既に亡くなっている場合は孫、孫が亡くなっている場合はひ孫に <u>どこまでも</u> 相続されます。

**子**が誰もいないか、全員が相続放棄した場合



◎第2順位の相続人		
相続人	配偶者	直系尊属(父母・祖父母等)
法定相続分	<u>2/3</u>	<u>1/3</u> (人数で按分)

**直系尊属(父母・祖父母等)**が誰もいないか、全員が相続放棄した場合



◎第3順位の相続人		
相続人	配偶者	兄弟姉妹
法定相続分	<u>3/4</u>	<u>1/4</u> (人数で按分)
備考		※義理の兄弟姉妹を含みます。 ※兄弟姉妹が既に亡くなっている場合は、 <u>姪・甥</u> まで相続されます。